

COPY禁止

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和7年6月16日

住 所 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60番地1

氏 名 エコシステム小坂株式会社
代表取締役 伊藤 亮嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日	令和7年6月16日	許可番号	環備-281
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 中間処理施設（汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設） 2 処理する産業廃棄物の種類 (1) 産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (2) 特別管理産業廃棄物 鉱さい（特定有害産業廃棄物）、ばいじん（特定有害産業廃棄物）、燃え殻（特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）		
設置場所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢地内		
処理能力	汚泥の焼却施設 3 t/時（72 t/日） 廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設 14.8 t/時（355.2 t/日）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ ⑤		

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	--

COPY禁止

COPY禁止

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年6月16日

住 所 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部60番地1

氏 名 エコシステム小坂株式会社
代表取締役 伊藤 亮嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日	令和7年6月16日	許可番号	環備-280
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 中間処理施設(汚泥の焼却施設) 2 処理する産業廃棄物の種類 (1) 産業廃棄物 汚泥 (2) 特別管理産業廃棄物 汚泥(特定有害産業廃棄物)		
設置場所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢地内		
処理能力	3 t/時(72 t/日)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		